○柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例

昭和５８年３月２日

条例第６号

（目的）

第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）の規定に基づき、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道用水供給事業及び水道事業（簡易水道事業を含む。）（以下「水道事業等」という。）の設置並びにその経営の基本等について必要な事項を定めることを目的とする。

（水道事業等の設置）

第２条　企業団に次に掲げる事業を設置する。

（１）柳井地域広域水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）

（２）柳井市水道事業、柳井市平郡簡易水道事業、周防大島町水道事業、上関町統合簡易水道事業、上関町祝島簡易水道事業、上関町八島簡易水道事業及び田布施・平生水道事業（以下第４条の２を除き「水道事業」という。）

（法の規定の適用）

第２条の２　法第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第１条第２項の規定により、柳井市平郡簡易水道事業、上関町統合簡易水道事業、上関町祝島簡易水道事業及び上関町八島簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第３条　水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

２　水道用水供給事業の供給対象、給水人口及び１日最大給水量は、別表第１のとおりとする。

３　水道事業の給水区域、給水人口及び１日最大給水量は、別表第２のとおりとする。

（組織）

第４条　法第１４条の規定により、企業団の企業長（以下「企業長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

（特別会計）

第４条の２　法第１７条及び令第８条の４の規定により、水道事業及び簡易水道事業を通じて一つの特別会計を設ける。

（重要な資産の取得及び処分）

第５条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条の２　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３

条の２の９第８項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第６条　水道事業等の業務に関し法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が１００万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が５０万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成等）

第７条　企業長は、水道事業等に関し法第４０条の２第１項の規定に基づき毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務状況を説明する書類を５月３１日までに作成し、遅延なくこれを公表しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には次の各号に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）事業の概要

（２）経理の状況

（３）前２号に掲げるもののほか、水道事業等の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、企業長はできるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

附　則

この条例の施行期日は、企業団規則で定める。

附　則（平成１６年１０月１日条例第１号）

この条例は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日条例第１号）

この条例は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２０日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月６日条例第１号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月２７日条例第１３号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月１８日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に定める日から施行する。

（調整規定）

２　この条例の施行の日が柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年柳井地域広域水道企業団条例第１３号）の施行の日前である場合には、題名及び第１条（見出しを含む。）中「柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例」とあるのは、「柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例」とする。

別表第１（第３条関係）

事業の名称	供給対象	給水人口	１日最大給水量
柳井地域広域水道用水供給事業	岩国市及び企業団が経営する水道事業	117,000人	26,990　立方メートル

別表第２（第３条関係）

事業の名称	給水区域	給水人口	１日最大給水量
柳井市水道事業	柳井地区（黒杭、横川及び石井を除く。）、新庄地区、余田地区（保生地及び畑を除く。）、伊保庄（一部の区域を除く。）、旭ヶ丘、平生町大字宇佐木の一部区域、阿月（一部の区域を除く。）、神代（一部の区域を除く。）、大畠（一部の区域を除く。）及び遠崎（一部の区域を除く。）の区域	23,720人	11,070　立方メートル
柳井市平郡簡易水道事業	平郡東地区及び平郡西地区の区域	290人	210立方メートル
周防大島町水道事業	周防大島町大字久賀、椋野、東三蒲、西三蒲、東屋代、西屋代、笠佐島、小松、小松開作、志佐、家房、出井、戸田、横見、日見、伊保田、油宇、和田、内入、小泊、和佐、神浦、森、平野、西方、外入、地家室、沖家室島、東安下庄、西安下庄、秋、日前、土居、油良及び浮島とする。ただし、一部の区域を除く。	14,805人	7,850立方メートル

上関町統合簡易水道事業	大字長島及び大字室津	3,844人	1,641立方メートル
上関町祝島簡易水道事業	大字祝島	1,500人	320立方メートル
上関町八島簡易水道事業	大字八島	530人	54立方メートル
田布施・平生水道事業	田布施町大字 宿井、川西、上田布施、下田布施、波野、大波野、麻郷、麻郷奥、別府、各地区の一部 田布施町 麻郷団地、中央南、楠 平生町大字 竪ヶ浜、平生村、宇佐木、大野南、大野北、曽根、佐賀、尾国、佐合島、各地区の一部及び平生町	30,900人	15,690 立方メートル